

京都における勸業政策の展開

倉 知 典 弘

Note on Policy of encouragement of industry in Kyoto.

Norihiro KURACHI

1 はじめに

本論は、明治初期京都における勸業政策の展開を教育の位相からとらえることを目的としている。具体的な時期としては、「京都策の第1期」としてとらえられる1868年から1881年までをとらえる。この時期は、官業を興して西欧の技術を積極的に受容した時期とされる¹⁾。また、京都の勸業政策が積極的に行われている時期でもある。この時期は、中央に目を転じれば、文部省が実業教育学校の管轄を農商務省と争った時期以前の段階を指し、教育政策に実業教育学校が包含されない時期でもあり²⁾、また政府が直接的に勸業政策に関わる時期でもある³⁾。この点から、行政的にみれば、教育政策と勸業政策の未分化な形態を考察することができると考えられるのである。京都を対象としたのは、京都が首都機能の東京への移転をきっかけとして、経済的な退廃を見せる中で、早い段階から積極的に勸業政策を展開している点、また西陣織に代表されるような伝統産業と近代科学などの接点を見出しうる点に勸業政策を検討する意味を見出すことができるためである。

本論では、研究ノートとして、以下の諸点を整理することを目的とする。第1に、初期の勸業政策を構築した主要人物がどのような思想を持っていたのかをとらえることである。第2に、初期の勸業政策がどの程度の広がりを持って考察されていたのか、その範疇をとらえることである。第3に、以上の点を考慮しながら、京都の勸業政策がどのような教育的事業を内包していたのかをとらえることである。

2 京都における勸業政策の中心人物

京都府における勸業政策の中心人物としては、2代目京都府知事榎村正直、京都顧問である山本覚馬、そして実際の事業を担当した明石博高（ひろあきら）である。そこで、本節では簡単ではあるがこの3名の思想を述べる。

（1）榎村正直

旧山口藩士。1868年以来京都に出仕する。初代の府知事長谷信篤⁴⁾の下で参事などを歴任していたが、長谷よりも強い影響力を発揮していた。1875（明治8）年には二代目の府知事となり、勸業政策を推し進めた。

彼の京都振興策は、「京都府施政の大綱に関する建言書」（1870年）に見ることができる。そ

れによれば、京都を振興するための目的として①「京都市中ヲ挙テ職業街トシ追年諸器械ヲ布列シ専ラ物産ヲ興隆ス可キ事」②「尽ク無用ノ地ヲ開イテ地産ヲ盛ニス可シ」③「水理ヲ通シ道路ヲ開キ運輸ヲ便ニシテ以テ商法ヲ弘大ニス可シ」④「職業教授場ヲ開キ遊民ヲ駈リテ職業ニ基カシムルコト」⑤「広ク海外ノ形勢ヲ示シテ人智ヲ発明スルコト」の5点が上げられる。

①については、水力の利用を通じて、織物・漆器・陶器・銅鉄器・染物等を精巧なものにして海外に輸出すること、②については、茶や桑を植えて京都において従来注目されてきた製茶・養蚕を更に発達させること、④については、遊女・芸妓・男芸者のような遊民に製茶・紡績・養蚕などの職業を教えること、⑤については、海外文献を翻訳し小学校に配分すること、が具体的な方法として挙げられている⁵⁾。この中で実際に達成されたとされるのが、②④⑤の3点だと言われている。ここに示された楨村の方針では実業の発展を通じた京都の復興策が提示されており、勤業政策への着目が強く見られる。また、彼は小学校の建設にも尽力しており、そのために褒賞をされている。しかし、彼は後に設けられた府会と徴税問題で対立し、1881年に当時の京都市の行政組織である連合句会と後述する「産業基立金」をめぐる対立の結果、楨村の意思が挫折し、辞表を提出することとなる。彼の京都における施策は、「第一期京都策」⁶⁾とも言われるが、楨村が京都の勤業政策に与えた影響は非常に大きなものだったといえる。

(2) 山本覚馬⁷⁾

旧会津藩士。戊辰戦争の際、薩摩藩に幽閉されていたが、楨村に見出されて京都府顧問に取り立てられる。山本は、蘭学者として海外の事情に通じていたため、京都復興のための主要な人物として考えられていた。山本の考えの一端は、薩摩藩に幽閉されていた際に著した『管見』(1868)に記されている。この書は目の見えない覚馬に代わって野澤雞一が筆記したものである。これらの知識の中には、当時大阪に滞在していたドイツ人のレーマンや、オランダ人ハラタマ⁸⁾から聞いた情報も含まれている。その内容を詳しく分析する暇はないので、本論にかかわる諸点のみ述べる。

山本が、『管見』の中で述べているのは、商工業を中心にした立国である。「建国法」として、「イギリス」「フランス」「プロイス」と日本を比較して、上記の国は商業が盛んであるのに対して、日本は農業が盛んな国であるから、諸外国のように富国にはならない、「百万石ノ地ヨリ収ル賦凡百万金ト見テ夫ヲ工人ヘ渡シ器物ヲ作ラシメバ一倍増シテ二百万金トナル、夫ヲ商人ヘ渡シ商ハシメバ又之ニ二倍遂ニハ金ノ増ス事限リナカル可シ」⁹⁾とのべ、また「商ヲ以テ国ヲ建ツル時ハ農ハハゲミ士ハ強壯、工ハ巧ニ富国強兵ニ在ランヤ」¹⁰⁾と述べている。これは、商業・工業を中心とした立国論である。さらに、学校について述べた部分では、「我国ヲシテ外国ト並立文明ノ政事ニ至ラシムルハ方今ノ急務ナレバ、先ヅ人材ヲ教育スベシ」¹¹⁾とあり、人材育成の重要性を指摘している。「女学」の項では子どもを育てる際の視点から学ばせることの大切さを説いている¹²⁾。また、直接教育について述べている項ではないが、仏教の改革の過程で僧に相応しくないものは、職人にするべきであり、もし僧がいらない寺ができたならそれを学校として農民商人へと学術を授ける場所とするべきであるという見解も示している¹³⁾。このように山本は商業や工業に基づく立国を図り、そのための人材育成を急務とすべきだと考えて

いた。その上、『管見』で「製鉄法」や「醸酒法」にも触れており、彼は西洋の科学にも通じていたことがうかがえる。

この『管見』に見られる商業立国の考え方などは、先述した槇村の施策とも類似点が見られることから、槇村の施策そのものが山本の強い影響によって執筆されたものと推測される。その意味で、槇村府政のブレインとしての山本の役割は積極的に評価されるべきものである。山本は、京都府会の議長も勤めたが、先述した槇村の問題を議長として糾弾することとなり、その直後に府会議長を退き、商工会などの理事を勤めている。

（３）明石博高（ひろあきら）¹⁴⁾

地元京都の医薬商の家に生まれる。明石は、医師としての研究に飽きたらず、理化学の研究も行っていた。そのため、医師として大阪に赴く傍らで、大阪舎密局で、ハラタマのもとで理化学の伝習を受けている。ここに山本との繋がりがうかがえる。また、京都においては「煉真舎」という研究会を有志で開いていた。そこの例会に参加した槇村と知り合いとなり、それが縁で京都府に出仕するようになる。槇村にしろ、山本にしろ明石が持っている西洋の科学的な知識に関心を抱いたのであろう。大阪舎密局を辞した後、1870（明治３）年に京都に出仕、勸業政策の実務者として活躍する。以下に述べる勸業政策は、明石の実行力によるところが大きい。

以上の３名は、「槇村は政治的手腕によつて経費を拮出し実行に移したる政策遂行の中心人物であり、山本は所謂京都府顧問の名によつて知らるゝ如く槇村の帷幄に参画したる知謀であり、明石は京都府勸業課長とも称すべき職責にあり、而も直接に指導したる当事者であ」¹⁵⁾ ったと評されているように、それぞれの立場から勸業政策を担ったのである。彼らは、立場こそ違えど、京都の復興に人材の育成と科学的知識の導入の必要性を感じており、京都の勸業政策における科学的知識の優位を想起させる。

３ 京都における勸業政策の展開

上述の３名による勸業政策は具体的にどのように展開したのであろうか。ここでは、勸業政策の拠点となった勸業方、勸業場の設置と財政的な背景を述べた後に、具体的な勸業施設の展開について概観する。

（１）京都府勸業政策の開始

１）勸業方、勸業場の設置

京都が勸業政策を開始するのは、早くも1869（明治２）年のことである。中央政府の殖産興業政策の中心的役割を担った工部省が設けられたのが、1870（明治３）年のことであるから、京都の取組の早さが知られる。その要因となったのが、商法司の廃止である。

「朝旨方サニ会計官部属ノ商法司ヲ廃止セラル乃チ民産奨成等ノ事務ヲ本府ニ主管シ。是ノ日之レヲ管内ニ布告ス。」¹⁶⁾

このように商法司が廃止されるのに及んで「民産奨成等」が京都府に移管されたことがまずあげられる。その際に

「管轄之人民繁育物産富殖之手当ハ職務至当之儀ニ候得者此レ迄商法司ヨリ小前引立之為メ貸付ニ相成居候分ハ其儘其府江引付候様可取計候事」¹⁷⁾

とされ、商法司が貸与した費用が引き継がれ、「勸業基金」として運用されることとなった。さらに京都府の勸業政策において重要であったのが、遷都に伴うものとして「下賜」された「産業基金」¹⁸⁾である。これは、10万両であった。このように京都府においては、勸業に対する資金的基礎を初期に獲得していたのである。

京都府に「民産奨励」が移管されたことは先に述べたが、それを受けて設置されたのが勸業方である。1869（明治2）年のことである。これは、先に廃止された商法司の職務を引き継ぐ形で設置されたものである。なお、同年8月に改正された職制の中には市部郡部双方に勸業掛が設けられている。

以上のような主務機関が設置された後に、徐々に勸業施設が展開されていく。その勸業政策の中心となったのが、1871（明治4）年に設置された「勸業場」である。ここで簡単に「事務章程」をみておきたい。まず、第1条には、以下のように勸業場が設けられた目的が述べられている。

「浮業遊情ヲ戒メ正業ニ勤ムルハ経世ノ要務況ヤ京都府下ハ御東幸後日ニ衰微ニ趣ノ地之ヲ挽回繁盛ナラシムルハ農工商ノ三業ヲ勧誘作新スルニアリ故ニ此場ヲ設ケテ専ラ専ラ工職ヲ勧奨シ物産ヲ興隆シ会社商社ヲ保護シ諸工場ヲ起シ食力益世ノ道ヲ開示スルヲ以テ主務トス」¹⁹⁾

つまり、東京への遷都がもたらした疲弊状況を打破するために、工業を中心に勧奨するために勸業場が設けられたのである。具体的な事務内容については、2条以降に示されている。具体的には、勸業規程金の運用（第2条・第3条・第4条）、勸業に運用される資金の預かり（第5条）、鉱山の検出（第6条）、荒地の開墾およびその方法の教諭（第7条）、木の栽培およびその方法の教諭（第8条）、牧畜を行うことおよびその方法の教諭（第9条）、遊郭の管理（第10条）、「遊女芸妓」の調査および矯正（第11条、第12条）、浮業の管理（第13条）、新しい技術・発明や産業の状況を開示すること（第14条）である。特に、第7条から第9条には、方法を教諭することが述べられており、第12条には「職紅」を進めることとして、後述する女紅場に関する規定があらわれている。また、第14条の規定は産業啓蒙という意図がこめられており、後述する博覧会の役割を示しているともいえ、勸業場には当初から教育的な役割が強くこめられていることが理解される。つまり、実業教育の前史を明確にとらえるためには、この勸業政策を明確に分析する必要があることがここにも示されているのである。

（2）勸業施設の概要と展開

では、以上のような意図のもと設けられた勸業場にはどのような勸業施設が展開していたのだろうか。ここでは、先に引用した「京都勸業場事務配布」における「起業進歩」の示す順序をもとにして簡単に見ていくことにしたい。この順序は、京都府勸業場における政策の重要度などを表すものと考えられるからである。

1) 舎蜜局

山本や明石のように化学や西欧の知識・技術を導入しようとする立場の者にとって重要な位置を占めたのが、この舎蜜局である。

舎蜜局は、まず1870（明治3）年12月の段階で、まだ開業していない勸業場の中に「舎蜜製造所仮局」として開設された。この舎蜜局は、「理化両科ノ学ヲ伝習シ。及ビ鉅物薬剤若クハ諸飲料ヲ煉製シ。流伝ノ薬剤・舶来ノ飲食物ヲ検明シ。以テ毒物ヲ除キ。民生ヲ衛ル」²⁰⁾とあり、勸業場が設けた伝習施設としては初めてのものである。1873（明治6）年に「舎蜜仮局」は手狭になったため移転することになった。ただし、舎蜜局には莫大な費用がかかるために、その移転に際しては献金が求められることとなった²¹⁾。この舎蜜局には、1874（明治7）年6月に織工場が開設される（なお、織工場は後に織殿と改称される）。また翌年6月には染殿が設けられた。この2社は西陣織、友禅染の二つの近代化のために設けられたものである。特に、前者を若干詳しく検討する。

この織工場における伝習のきっかけとなったのが、先述した西陣物産引立会社である。この会社は、1872（明治5）年に西陣の技術者である佐倉常七、井上伊兵衛、吉田忠七をフランスリヨンに派遣した²²⁾。彼らは、フランスにおいて新しい技術を伝習するとともに、フランスで用いられていた機械（シャガード）に衝撃を受け、その購入を1873（明治6）年の段階で勧めていた。それをうけて、西陣物産会社は機械の購入を申請し、受け入れられている²³⁾。このように新しい器械を購入したものの、それを使える技術者の養成が課題となり、勸業場が伝習を図ることになったのである。この織工場における伝習には京都府内だけではなく、全国から伝習生を募ることとなった。ただし、この織工場における伝習の発足には一つ問題があった。というのは、「織物伝習所を物産会社役員で世話する事」²⁴⁾に述べられているように、京都府は世話及見回り人を役員に命じた上で、その費用を物産会社に負担させようとしたため、その撤回を嘆願する文書が京都府に出されていたのである。そのような問題をはらみながらも、1875（明治8）年には、織工場において伝習が始まった。「織工場仮規則」には、「旧来ノ弊風ヲ更メ同心協力シテ更ニ織業ノ盛大ヲ要ス機械の便利ナル製品ノ精巧ナルヲ広メスハ有ルヘカラス」²⁵⁾とその意気込みが現れている。また、染殿はオーストリアの万国博覧会の際に染料工場で伝習をしてきた中村喜一郎を招いて、人造の染料を用いた洋式の染色技法を指導した。このことにより、友禅染や西陣色の糸染の技術が大幅に向上したとも言われる。なお、この二つの工場は染殿が廃止され、織殿に移管される形となり（1881年）、その織殿も1887（明治20）年の段階で払い下げられている。

この他にも舎蜜局の下には1872（明治5）年に製糸場も設けられている。また、1878（明治11）年には化学校が開設され、ドイツ人ワグネルが指導者として招かれている。ワグネルは、七宝焼きなどの焼き物の改良（特に釉薬の改良）・伝習を行い、京焼の発展に寄与したといわれている。

2) 授産施設・窮民救助

勸業場が設けられる以前に展開されていた施設としては、1868（明治元）年に設けられた「流民集所」と1869（明治2）年に設けられた「職業引立窮民救助之場所」（1869年10月）があ

る。前者は、「四方乞焉ノ徒ヲ招来シ。饑寒疾苦ヲ齋ヒ。使役術業ニ就カシメ。以テ他日ノ生産ニ資ス」ために、ここで生活しながら、与えられた仕事をこなし、ある程度の貯蓄ができ故郷に帰って仕事をこなせようにすることが目的である²⁶⁾。後者は、「勸業振恤仕法」²⁷⁾に基づくもので、「町組ゴトニ職業引立窮民救助之場所ヲ設ク即組々ノ小学校是ナリ」とあり、小学校を中心としたものである。当時創られていた町組小学校において「会社」を設け、相互に扶助し、それをもって「永世産業ヲ興隆シ富殖振恤」をはかろうとしたものであった²⁸⁾。

勸業場が設置した最初のもは、先述した「流民集所」を継承した「窮民授産場」であった。「救民授産所ノ開設」²⁹⁾によれば、「四方無籍失産ノ徒ヲ招聚シ。窮ヲ齋ヒ産ヲ授ケ。帰嚮スル所ヲ得セシメントス」とあり、「流民集所」と同じ目的が掲げられている。ここで授けられるものは、以下のようなものであった。

「当時授産業体左之通

油絞 蠟燭製 諸紙類漉立 鞋 縄 織物類 団扇製造 諸指物器具製作 搗米 蚕業
裁縫 右之類」³⁰⁾

さらに、授産所に入った二十歳以下のものには、後に「筆算」が教えられるようになったようである³¹⁾。「流民集所」から「窮民授産場」への展開の大きな特色としては、「授産」という言葉に明確に現れているように、職業を与える（教える）という発想が含まれていることであろう。

また、1875（明治8）年に窮民救助の施策として「化芥所ヲ設ケ貧民生活方法ノ事」³²⁾として「化芥所」が設けられている。要はゴミの分別を行い、利用可能な資源を買い取るというものである。

3) 養蚕場

京都の伝統的な産業である西陣織には、良質な生糸の生産が不可欠である。そこで京都府は早い時期から、西陣織の改良とともにその原材料である生糸生産の改良を図っている。1869（明治2）年には桑苗を購入して府民に貸与し、1970（明治3）年には物産引立会社において養蚕を行ったりもしていた。さらに、養蚕の場所として旧藩邸や寺社の跡地にも桑を植え、養蚕の振興を図るなど、積極的に伝統産業を支える養蚕を振興した。それでも、養蚕の振興には不十分であると認識した京都府は1871（明治4）年に、二条城の北方に士族華族から平民に至るまでの幅広い人たちを対象として、養蚕を行い、その方法を伝習する施設として「養蚕場」を設けるに至った。また、このような養蚕場だけではなく、前年の段階で窮民授産場の内部にも養蚕の施設を設けて、貧民授産という視点からも養蚕を積極的に展開している。京都の経済振興のために西陣織の再興および改良が京都府にとって重要な施策であったことが垣間見れるところである。なお、この養蚕場は1870（明治13）年に払い下げられている。

4) 製糸場

以上のような養蚕の積極的な振興のほかに、伝統産業である西陣織の復興に関連して、その糸の生産・改良も当然の如く重要視されてくる。軽工業製品の輸出を積極的に図ってきた明治

政府も富岡製糸場のように軽工業の模範工場を積極的に展開したが、京都府の場合は伝統産業の復興と絡んで、富岡製糸場よりも若干早く機械製糸業の伝習機関として、1872（明治5）年に「製糸場」を開業している。動力として水力を利用したため、加茂川の西岸夷川二条に製糸場は設けられている。主に婦女子に対して製糸の方法を教授するために設けられた施設である。製糸場ではより大量生産に向いているとされる、イタリアに起源をもつケンネル式と呼ばれる製糸技術を用いて生糸の生産が行われた。そして、翌年には布告を出し、婦女子を対象に新しい製糸技術の伝習が行われることとなった。しかし、製糸業は、当時から輸出向けの産業として注目され、民間の工場が設立されようとしていた時期でもあったので、他の施設よりも早い1874（明治7）年の段階で、京都土族野村揆一郎に貸し下げられて、民営化されるに至ってしまっている。

5）牧畜場

当時は、まだ牛乳や牛肉を食べることに對して民衆の間にも抵抗があったし、地域にいる牛の大半は荷物を運搬するなどの労働に用いる牛が大半である時期であった。それゆえ、牧畜場を設ける前年の1871（明治4）年に、当時の府知事長谷が管内に「牧牛奨励の布告」を出している。その中で長谷は、①牛肉を食べることが滋養に良いこと、②牧畜を奨励し肉牛および乳牛を飼育すれば、外国人に販売することが可能であって、そこから利益を得ることができ、地域が発展するということを強く主張している。そして、牧畜の奨励策の一環として、1872（明治5）年にアメリカから牛羊を購入し、ドイツ人農学者ジョンソンを雇い入れて、牛豚羊の飼育およびその加工を行い、販売するとともに、農牧法の講習を行うこととなった。これが牧畜場の最初である。翌年には講師をアメリカ人であるウィードに交代しているが、牧畜のみならず、りんごなどの栽培を行い、農業全般の改良を行う拠点として活動を開始した。1876（明治9）年には、この牧畜場で育てられた牛が土族授産事業などで開墾が行われていた童仙房地域の住民に貸与され、また1879（明治12）年には牧畜場において育てられた牛を貸与する貸与牛の規則も設けられるなど、活動の範囲を広めていっていた。しかし、1880（明治13）年には、払い下げられていくことになる。

なお、1876（明治9）年には、当時の講師であったウィードを主任として、京都府船井郡須知村蒲生野（現船井郡京丹波町）に京都府立牧畜学校を設立する。これは、京都府における農業学校の嚆矢である。この学校は、主にアメリカなどで展開されていた大規模農法を伝授し、ここでは、「現業技術」と「学問講義」の二つがそれぞれ3段階にわたって教授されることになっていた。「現業技術」が1年半、「学問講義」が3年で修了することとし、これらすべての段階を修了したものに対しては、さらに専門的な教育が与えられるとされていた。しかし、設立からわずか3年後には閉校の憂き目に会っている。その要因としては、伝授しようとした大規模農場のやり方が現場において、うまく機能せず、良い成果を上げることができなかったこと、地域住民と外国人講師がうまく接することができなかったこと、松方デフレの影響などがある³³⁾といわれている。この跡地および飼っていた畜牛は地域住民に払い下げられ、所属していた学生は京都市内の中学に移ることとなった。

以上、この牧畜場の活動はおよそ8年程度の短いものではあったが、実業教育とのかかわりを考えるうえで重要な論点を提示している。それは、農牧学校への展開という事態に見られるように、勸業施設が実業教育機関の設立と深く関わっていることを明示している点である。このことから、勸業政策と実業教育政策の関係性が重要な論点として提示されるのである。

6) 女紅場

京都は祇園に代表されるようにいわゆる花街が多く存在している。それゆえ、そこに勤める芸妓が多数存在していた。京都の風俗改良をもくろむ槇村にとって、そのような女子たちに対して、職を与え、芸妓に陥らないようにするための職業教育を与える場が非常に重要に思われた。そこで、京都府は勸業の中でも女子教育に力を入れている。そのための勸業施設が女紅場である。1872（明治5）年、イギリス人イーヴァンス夫人を雇い入れて、女子教育の場として新英学校女紅場を土手町丸太町に開業した。そこでは、「和洋女工ノ諸科」として華道・裁縫・細工物・絵画・習字など当時女子の職業とされていたものや女性のたしなみと考えられていた科目のほかに、英語や読書といった教養科目が教えられていた。途中イーヴァンスの評判が芳しくなく、エルネスト・ウェットン夫妻に教師が代わり、裁縫に重点がおかれた時期もあったが、視察を行った華族の指摘を受け、一般教養にも励むようになっていた。その後、1874（明治7）年に女紅場規則府下小学校に女紅場の設置が奨励されるとともに、新英学校女紅場は女学校と改称される。この女学校は現在京都府立鴨沂高校として現在も残っている。この新英学校女紅場は、職業訓練のための場所というよりはむしろ女子の中等教育へとつながる方向性を持っており、勸業政策から離れていった事業であるとも言える。

この女紅場は、以上のような中等教育としてではなく、補習教育の場として設置されたもの、勸業授産として設置されたもの、自立更生のために設けられたものなど大きく4つほどのタイプがあると一般的に言われている。槇村は当初、勸業授産・自立更生を目指して設立を図ったものと考えられるが、最初に設けられたものはその意図から外れて展開することとなり、槇村の意図は各区に設けられたそれぞれの女紅場や祇園などの花街に設けられた女紅場にその役割を担わせることになっている。

ここでは、勸業政策の一環として設けられた施設が多様な役割を持つ教育施設として展開しうる可能性をはらんだものであり、女紅場に顕著であるように中等教育としての性質を持つに至った施設もあったことを確認しておきたい。その際、職業教育はいかに意味合いを変えていくのかという点も女子教育を捉える上では重要であることをあわせて確認しておきたい。

7) 栽培試験場

1873（明治6）年に、河原町の勸業場の前に桑、茶、桐、果樹などの栽培を行う場所として栽培試験場を設けている。その育成した苗や種子を対価を年賦返済するなどして希望者に配布し、農業の振興を図った。先の養蚕場などと相乗効果を狙った政策であったと思われる。この施設は1880（明治13）年に廃止されることとなる。

8) 鉄具製工場

西洋の文化が入ってくるようになり、建築などに鉄材などが用いられるようになってきた。西洋式の建築などを積極的に進めるために鉄材が必要となり、そのため京都府は鉄製品を加工生産するための拠点として、1873（明治6）年、宇治川のほとり伏見向島に鉄具製工場の建設を開始した。この鉄具製工場は建設された場所の名称をとって「伏水作製場」と呼ばれることもある。翌1874（明治7）年には、工場が完成し生産が開始された。工作機械として洋式の溶鉄炉、送風機、鋳床、鋤盤、旋盤、削平盤等が設置され、動力として水車が設置されていた。農具の生産（生産された農具は開拓地である童仙房に送られた）から印刷機械（集書院に送られた）織機（織殿へ送られた）といった生産に関わる様々な機械がここで生産され、他の勸業施設などに送られていった。この施設は、他の勸業施設とは異なり、地元の庶民を工場に集めて技術を伝習するということを行っていない。その代わり、他の地域から熟練工を招き、付近に住ませたうえで、工場で生産に従事させた。その点で、京都の地域住民に対する伝習という意味では意義が少ないと考えられるものの、技術教育史といった側面から考えた場合、西洋の機械を従来の職人が使いこなすという面が、西洋技術と従来の職人の技能との接合をめぐる論点を提示することとなり、非常に興味深いところである。この施設も1881（明治14）年には、明石に払い下げられ、様々な経営上の問題から1888（明治21）年の段階に閉鎖されている。

9) 製革場

1871（明治4）年に高瀬川七条に設けられた施設である。ここでは、ドイツ人レーマンから伝習を受けた勸業掛の木村教次郎らの手によって牛鹿の製革を行った。洋式の方法で様々な洋革を製作し、その方法を伝習したが、1881（明治14）年のときに払い下げられてしまい、その活動を終えることとなった。

10) 製靴場

上述の製革場とも関わるが、欧米式の生活が導入されるにあたって、革靴の利用も増えてきた。そのため、革靴を製作する技術もまた必要となってきた。そこで京都府は、山口県の土族片山平次郎を招聘し、勸業場内に製靴場を設けることとなった。職工や受業人が生産した靴を販売するのみではなく、そこではオーダーメイドの靴の生産も行われ、同時に洋式の靴を製作する技術の伝習も行われた。売り上げはおおむね良好であったようだが、民間の工場との競合もあって、1881（明治14）年に払い下げられることとなった。

11) 製紙場

市中の「窮民」のうちから13歳以上の女性や失業者を失った女性などを採用して製紙業を起こしたいという物産引立会社の申請に基づき、京都府は紙漉きを行う場所として「紙漉所」を設けた。さらに、槇村などは製紙業の近代化を図るために、プロイセンから製紙の機械を購入し、製紙職人を雇い入れた。敷地は、製紙業に必要な不可欠な水を取得しやすいようにと、洛西の桂川沿岸に設けた。建設にはドイツ人であるルドルフ・レーマンがあたった。建築方法はプ

ロイセンにおける方式が用いられ、完成した工場の正門にはドイツ語で「パピールファブリック」と記載されていた。当初は、プロイセンの職人から伝習を受ける形で技術を学んでいたが、後にプロイセンで製紙方法を学んだ日本人技師に代わり、外国人の雇用は行われなくなった。この製紙場もまた1880（明治13）年に民間に払い下げされる運びとなった。

この製紙場では、当初の目的のように窮民に仕事を与えるという側面とリーダー核の技師に技術を伝習するといった二つの勸業政策の流れが合流する形で展開されていることが明確にされている。この点は、勸業政策における階層性を考察するうえで重要な論点である。

12) 博覧会

京都における博覧会は1871（明治4）年に初めて設けられた。京都の博覧会の創設は三井八郎衛門、小野善之助、熊谷久衛門といった裕福な町人が声を掛けて行なったものである。この試みを京都府も援助をしたようである。しかし、初回は勸業の意図から外れてしまい「此時陳列スルモノ悉皆古物ニ止マリテ骨董会ノ感ナキニアラズ、故ニ創立ノ名ヲ存シテ本会ノ回数ヲ算セザルモノナリ」³⁴⁾と後に評価されてしまうようなものであった。この初回の博覧会が終わったあと、上述の3名を中心として京都博覧会社が作られる。この京都博覧会社の趣旨に当時の府知事長谷信篤は賛同の意を表して、京都府から「京都博覧会御用掛」として15名もの職員を派遣している。その中には、先述の明石も含まれている。物産引立会社からも御用掛として派遣されるなど、初期の勸業政策の中でも力が入れていることが分かる。なお、この博覧会には「附博覧」としてお茶会や踊りの見物などの娯楽の要素も入れられている。これは、当時は参事であった槇村がそれほど人が入らない状況を見かねて導入したものであるという³⁵⁾。ここでは主な変更点をおおていくことにする。

まず第一点目に、褒章制度の導入である。第1回の段階では、陳列が行なわれただけであり、褒賞は行なわれていなかった。第2回、第3回の時点では品評は行なわれていたが、批評録を作った程度で、そのほかのことは行なっていなかった。そこで、第4回の博覧会を開催するに及んで品評事務を定め、褒章を行なうようになっていく。それは、ヨーロッパで行なわれている制度に倣ったものである³⁶⁾。

第二点目に、常設博覧会の廃止である。第1回から第3回までは月に一度の開場ではあったが、常設博覧会が設けられていた。これは、「一タビ之（＝博覧会－引用者中）ヲ閉鎖スル後ニ於テハ怒濤ノ跡穏波ニ帰スルカ如ク市中一層ノ寂寥ヲ呈スベシ、之ヲ長ク維持スルコト欧米諸国ノ博物館ニ倣ヒ常設会ヲ置クニ在リトナシ」³⁷⁾とあるように、博覧会での熱気をより維持するための方法であった。それが、第4回の時点では行なわれなくなってくる。『京都博覧会沿革史』を見ると「常設博覧会ハ本会一百日間開場ノ長キニ及ビ遂ニ之を開カズ」³⁸⁾とあるが、この年には「博物館告諭」が出されており、京都市内に博物館を設ける運びになっていたから、その影響を受けてのものであろう。以降、常設博覧会は開かれなくなる。

第三点目に、京都博覧会会場の整備である。1881（明治14）年の第10回博覧会の準備を進める際に、従来会場として使っていた大宮御所が取り壊しになることとなり、新しい会場を用意する必要が出てきたことによる。そのため用地を確保し、その会場の建設を急ぐ必要があった

倉知：京都における勸業政策の展開

が、博覧会社単独では不可能なため、京都府にはかり、案を上下京区長に提出した。上下京連合臨時区会でも今までの博覧会の意義を尊重し、常設博覧会会場の建設を認め、予算をつけたのである。初年度は建築が間に合わなかったため、一部を大宮御所において開催することとし、翌年以降は京都博覧会会場で行なわれるようになる。

この博覧会においては、伝統産業は出品が続けられているが、西陣に着目するならば、1874（明治7）年の第3回博覧会においてまだ購入されて日が浅いシャガード機が実演展示されたことが重要である。織工場がまだ本格的に稼動していない段階で、新しい技術が紹介され、実演されたのである。

以上のように、順調に進んできたようにみえる博覧会であるが、1883（明治16）年の第12回博覧会の段階で、大きな変化がみられる。それは京都府からの職員、博覧会掛が廃止され、博覧会社のみで博覧会を行うようになったことである。この背景には、年代からも分かるように第1期「京都策」の終焉の時期に当たっており、直接的に政府が勸業に関わることをやめる傾向の中で、博覧会に関する働きかけも弱まってくることになる。

13) 結社の育成

維新政府は、旧来の封建的と目される株仲間を解散へと追い込んでいったが、一部には団体が残っていた³⁹⁾。にしても、この株仲間の解散は、西陣など伝統産業への新規参入などの影響を及ぼし、そのことがかえって粗製濫造などの問題を起こすようになっていた。そこで、京都府政は、様々な会社を組織するようになる。最初期の結社として、「西陣物産引立会社」が開設されている。京都随一の産業であった西陣織は、公家などの保護者・消費者を失い低迷を続けており、京都産業復興の第1歩として、まず西陣織の復興が着手されたのである。この会社を通じて、西陣織の売買を管理し、粗製濫造を防ごうとするものであり、かつ維新後に旧弊の打破と言うことで廃止していった株仲間などに変わる結社の組織化として考えられたものである。さらに、翌年1月には物産引立会所が開設された。この物産引立会所は養蚕掛・養蚕場設置（同年4月）、紙漉所設置（翌年1月）などしているが、1872（明治5）年1月には京都物産引立会社として民営化される。上述のような物産引立所を中心とする勸業政策は結社を通じた管理・統制をはかり以て、勸業の意図を達成しようとするものである。そこには具体的な人材を育成するといった視点はみられない。しかし、新しい結社は、勸業政策に対して様々な提言を行っており、京都府と連動する形で勸業政策を動かしていった点、また結社の規則の中に職工や「授業生」の規定を設ける形で現場における職工教育の規則を制定している点で、勸業政策の一端を担う組織として存在しており、勸業政策の分析のために重要な位置を占めていると考えられる。

（3）勸業施策の終焉

第1期「京都策」は、1880年代前半にそれぞれ終焉を迎えている。それは、明治12年に初めての京都府会での議論が行われた時期にあたる⁴⁰⁾。一般勸業費は急激な減少を見せ、明治12年には3000円であったものが翌13年には0円となっている⁴¹⁾。ここでは、上川の論文によりなが

ら、予算の減少過程について簡単に説明する。明治12年の府会における一般勸業費の予算原案は、4700円だった。その予算原案の中で一番の標的となったのが、博覧会費用である。先述したように、博覧会は有志の手によって（博覧会社によって）なされている以上、それに予算をふる必要性がないと主張されたのである。ほとんどの議員は、勸業博覧会に関わる費用を支払うことに対して難色を示しており、博覧会費用に充当する1700円全ての削除が求められ、決定した。このような議会の決定に対して、山本覚馬は博覧会の勸業的意義を指摘し、博覧会費用を再審議することを求めている。けっきょく、反対に会い再審議の動議は否決されている。明治13年の議論は更にむごい結果となった。博覧会費用だけではなく、一般勸業費として予算請求されていた（4082円）ものが全て廃案となったのである。その代わり、物産見本・書籍購入費として648円が計上されるようになった。

このような過程を見てくると、先述した博覧会との関係が問題となってくる。博覧会の会場を建築するために奔走したのはあくまで京都市部の区長であった。そして、府会で勸業政策に賛成をしていたのは、そのような京都市部選出の議員であったと考えられる。そうでない郡部の府会議員は上述のような博覧会ではそれほどメリットは感じられなかったのだろう。

上記のような勸業費の削減に伴って、勸業施設が徐々に払い下げられるようになってくる。窮民授産所が1883（明治16）年2月に貸下げ、「化芥所」は1882（明治15）年4月に払い下げられている。また、明石などの力を入れた舎蜜局の諸施設も、1881（明治14）年をもってほとんどが明石自身に払い下げられていくことになり、この時期をもって京都府が直接的に勸業政策に関わることが少なくなっていく。

4 おわりに

簡潔に京都の勸業政策の広がりを述べてきたが、本稿の当初の目的に立ち返り、京都の勸業政策を整理しておきたい。

まず、京都府の勸業政策の立案者の思想に関連してである。槇村、山本、明石が初期の勸業政策の思想的な基盤であったが、その中で中心的な位置を占めるのが山本である。彼の商工業を中心とした立国が、槇村の施政方針に反映され、明石の実行力のもとに実現されたというという従来の評価は、妥当である。その根本には、山本が手中にしていた西洋の知見が反映されているといえるだろう。しかし、牧畜場の事例にも見られるように、その施策が京都府民の理解を得ていたかという点については、今後検討が行われる必要があるだろう。また、ほとんどすべての勸業政策が1880年前後に払い下げられ、槇村が京都府知事を辞する前後には、直接的な勸業政策は、間接的な勸業政策へと移行する。これは、中央政府の方向性とほぼ一致した傾向であり、ここには中央政府とのなんらかのかかわりを見ることもでき、企業勃興に向かう時代的な状況の反映であるともいえるだろう。

次に、勸業政策の広がりであるが、京都の勸業政策として展開したものは窮民政策から工業製品の製作まで幅広いものである。着手した時間軸を勘案してみると、京都の勸業政策は、伝統産業の復興を第一にとらえた施策であったといえる。それは、初期に養蚕など西陣織に関わる諸産業が勸業の対象であったという点から言える。京都産業の近代化の象徴でもある舎蜜局

でも織殿・染殿などが中心的に捉えられていることから指摘できよう。また、貧民救済・女紅場の事例にも見られるように、治安対策・風俗改良と勸業政策とが密接に関わっていることも指摘できる。そこには、治安対策・風俗改良と職業教育が深く関わっている。社会教育と職業教育の関連を歴史的に考察した研究は必ずしも多くないが、勸業政策の視点から検討することも求められているのではないだろうか。

最後に、上述の点とも関わるが、初期の勸業政策は実際に事業を行うことと並行して、そこで働く労働者に現場における伝習という形で技術の「教育」が行われていた。舎蜜局や牧畜場のように、学校的なものを持っている施設もあれば、そうでないものも存在している。特に、近代的な知識を急速に導入する必要があるところには学校的ものの萌芽を見ることができるのではないだろうか。この際の検証が実業教育の前史を検討するうえで重要な課題となると思われる。

<注>

なお、史料の引用に関しては、旧字は新字に改めてある。

- 1) 京都市編『京都の歴史 8 古都の近代』 學藝書林 1975 18-35頁参照。
- 2) ちなみに国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第9巻、1973、6-7頁によれば、明治期における「産業教育」の展開は以下のように区分されるという。
近代産業の移植と産業教育 1868(明治元)年 ~ 1882(明治15)年
近代産業の展開と産業教育 1883(明治16)年 ~ 1895(明治28)年
- 3) 1882年の農商務省の設立は、殖産興業政策大きな転換を向かえる。直接的勸業政策から間接的勸業政策への展開がそれであり、官営模範工場の払い下げと同業者組合の積極的な組織化がその顕著な例である。
- 4) 長谷 信篤(1818年- 1902年)。初代京都府知事に任じられる。任期は1868年から1875年。後に元老官、貴族院議員などの要職を歴任している。
- 5) 「京都府市政の大綱に関する建言書」京都府総合資料館編『京都府百年の資料 1 政治行政編』京都府 1972 131-135頁
- 6) 前掲注1)文献p.18
- 7) 山本覚馬の生涯に関しては、青山霞村『山本覚馬』、同志社、1928を参照。
- 8) レーマンは、山本と親交の厚かったドイツ人技師。ハラタマは大阪の舎蜜局に勤めていたオランダ医師。
- 9) 前掲注7)書 271頁
- 10) 同上書 273頁
- 11) 同上書 267頁
- 12) 同上書 279頁
- 13) 同上書 278頁
- 14) 田中緑紅編『明治文化と明石博高翁』 明石博高顕彰会 1942参照。また、明石と勸業政策の関係については、研究がそれほど多くない。今回は、並松信久「明治初期京都の勸業政策とその理念：明石博高の事績を通して」『京都産業大学論集』人文科学系列第30号 2003 85-119頁を参照している。
- 15) 寺尾宏二『明治初期京都経済史』大雅堂 1945 2頁
- 16) 京都府総合資料館編『京都府百年の資料 2 商工編』京都府 1972 3頁。
- 17) 同上 5頁
- 18) 同上 29頁

- 19) 条文に関しては以下の文献による。(『京都府百年の資料』第2巻 11-12頁) なお、これは「京都府勸業場事務配布」として1874(明治7)年に出されたものである。
- 20) 「舎蜜製造所仮局ヲ勸業場内ニ設置」前掲注5)書 15頁
- 21) 「舎蜜本局を竣工開場」同上書 15-16頁
- 22) このうち、吉田忠七は、帰国の途上で船が遭難し殉職している。
- 23) ここで取り交わされた書状などは「西陣物産会社器械買入を申請」前掲注16)書 263-266頁。
- 24) 「織物伝習所を物産会社役員で世話する事」同上書 269-270頁
- 25) 「織工場仮規則」同上書 270-271頁
- 26) 「事務規則」京都府総合資料館編『京都百年の資料 5 社会』 京都府 1972 391-392頁
- 27) この仕法については、同上書129-130頁参照。
- 28) 京都の番組小学校は、日本における小学校の最初として知られているが、ここに述べたように多彩な機能を併せ持った地域の自治施設としても展開していたことを付記しておきたい。
- 29) 「授産施設」前掲注26)書 400頁
- 30) 「全所ニテ授業スルモノ」同上書 401頁。ちなみに、授産所内には翌年に養蚕場が設けられている。これも窮民授産所同様払い下げられているが、1881(明治14)年のことである。
- 31) 「窮民授産所ノ二十歳以下ノ年少者ニ筆算教授ヲ行フ」同上書 403頁
- 32) 「化芥所ヲ設ケ貧民生活方法ノ事」同上書 406-410頁
- 33) 青木助次編『実業教育50年史』実業教育50周年記念会京都支部 1936 p.11。
- 34) 京都博覧協会編『京都博覧会沿革史 上巻』 京都博覧協会 1903 2頁。なお、本論では1999年に復刻されたものを使用している。
- 35) 同上 31頁
- 36) 同上 83-88頁
- 37) 同上 43頁
- 38) 同上 82頁
- 39) 例えば、株仲間が商社と名前を変えて存続した例も指摘されている。
- 40) もちろん府会議員選挙でどのような立場の議員が選出されたのかという点は、政策決定を大きく左右することになる。ただし、西陣織などの伝統工業が盛んな地域の議員の発言は少なかったとされている。(上川芳実「明治10年代府県勸業政策の特質—京都府を素材とする予備的検討—」同志社大学人文科学研究所編『社会科学』No.35 1985 106-113頁)
- 41) 一般勸業費という分け方自体が変化していると見ることもできるだろう。そうであったとしても、急激な削減という事実自体には変わりがない。